

危機時期を迎えた会社の監査役がなすべきこと

～平成27年5月21日大阪高裁判決(金融・商事判例1469号16頁)を参考に～

和田祐以子

Yuiko Wada

PROFILEはこちら

第1 はじめに

過去、監査役の任務懈怠が問われた裁判例は枚挙に暇がありませんが、本稿では、その中でも近時注目を集めた、大阪高裁平成27年5月21日判決をご紹介します。この判決に対しては、既に複数の評釈等が出されていますが、本稿では特に、この判決が、危機時期における代表取締役の行為に対する監督の在り方を問題としている点に着目してご紹介できればと思います。

第2 事案の概要

Z社は、当時債務超過に陥っており、平成22年3月末までに債務超過を解消しなければ上場廃止(当時はジャスダックに上場中)になるおそれがありました。

このような中、Z社の代表取締役Pは、①平成21年8月、第三者割当による新株予約権の払込金を、有価証券届出書記載の用途ではなく、第三者への貸付けや、新規事業に関する契約の契約金として拠出する、②平成22年3月、数億円程度の価値しかない山林を20億円で他社からZ社に現物出資させる形の募集株式割当を実行する(これにより、表面的には債務超過状態が解消しました。)、③平成22年8月頃から、Z社の取締役会の承認決議を経ることなく手形・小切手を振り出す等の行為を行いました。Z社の監査役会は、上記①から③の行為の全てに対し、事前又は事後に反対の意思を表明しました。この間、Z社においては、平成22年10月に約束手形発行を一時停止する取締役会決議、平成22年11月に手形取扱規程の取締役会承認決議がそれぞれなされましたが、Pはこれらの決議を無視して手形等の発行を繰り返しました。そこで、監査役XらはPに対し、約束手形の振出等を行う

場合には事前に監査役会に確実に報告するよう度々要請しました。

上記の状況下で、Pは、平成22年12月29日、同年9月15日の取締役会で決議した株主割当による募集株式の払込金のうち8000万円について、従業員に指示してこれを出金させ、あらかじめ定めていた資金用途を違えて、第三者に交付しました(以下「本件金員交付」といいます。)

平成23年5月2日、Z社は破産手続開始の申立を行い、同日、破産手続開始決定がなされ、Yが破産管財人に選任されました。

なお、Xは社外監査役であり、公認会計士の有資格者の立場にありました。

第3 手続の経緯

1 破産裁判所での責任査定

Yは、Xが本件金員交付に関して監督を怠り、これが善管注意義務違反に当たるところ、これによりZ社に8000万円の損害を生じさせたとして、損害賠償責任の金額を8000万円と査定することを求める責任査定の裁判を申し立てました。

破産裁判所は、Xの責任を認めた上で、責任限定契約を適用して648万円(役員報酬2年分)と査定する決定を出しました。

2 異議の訴えと原審(大阪地裁平成25年12月26日判決)の判断

上記査定に対し、Xは善管注意義務違反なしとして異議の訴えを提起し、他方、Yは責任限定契約の適用なしを理由として反訴を提起しました。

原判決は、Xには、Z社の取締役会に対し、内部統制システムを直ちに構築するよう勧告すべき義務及びPを代表者から解職すること等を勧告すべき義務の違反があったことを認め、他方、Xに重過失はないとして責任限定契約を適用して、査定決定を認可しました。これに対し、X及びYがそれぞれ控訴を提起したのが、今回ご紹介する判決となります。

第4 控訴審の判断の概要

1 本判決の結論

控訴審は、原判決の結論を支持して双方の控訴を棄却しました。なお、本判決については、上告受理申立てがなされましたが、最高裁により不受理決定がなされ、この判断は確定しております。

2 判断の理由

(1) 内部統制システム構築の助言又は勧告義務

本判決は、①Xが公認会計士であり、約10年間にわたりZ社の監査役の地位にあったこと、②Xは、平成22年度の監査役の監査業務の職務分担上、経営管理本部管掌業務を担当することとされていたこと、③Xは、Z社の取締役会への出席を通じ、Pによる一連の任務懈怠行為の内容を熟知していたことを認定した上、これら①ないし③の事情を考慮すると、Xには、Z社の監査役の職務として、本件監査役監査規程¹に基づき、取締役会に対し、Z社の資金を定められた用途に反して合理的な理由なく不当に流出させるといった行為に対処するための内部統制システムを構築するよう助言又は勧告すべき義務があったと判断しました。そして、Xがこのような助言又は勧告を行ったとは認められないとして、Xが上記助言又は勧告を行わなかったことは、上記の監査役としての義務に違反するものであったと判断しました。

1: Zには日本監査役協会が定めた監査役監査基準に準拠して定められた監査役監査規程が存在しました。

と判断しました。

(2) 代表取締役解職の助言又は勧告義務

本判決は、Pの一連の行為は、PがZ社の代表取締役として不適格であることを示すものであることは明らかであるから、Xとしては、Z社の取締役ら又は取締役会に対し、Pを代表取締役から解職すべきである旨を助言又は勧告すべきであったと判断しました。そして、Xがこのような助言又は勧告を行ったとは認められないとして、Xが上記助言又は勧告を行わなかったことは、上記の義務に違反するものであったと判断しました。

(3) Xらの行為に対する評価

本判決は、Xを含むZ社の監査役会が、①Pによって行われた一連の行為に対して、取締役会において度々疑義を表明し、事実関係の報告を求めるなどしたことや、②Z社においては、会計監査人からの指摘によって、手形取扱規程が制定された経緯について、監査役として一定の限度で義務を果たしており、かつ、内部統制システムの整備が全く行われていなかったわけでもないと判示しつつ、結局は上記(1)及び(2)の義務違反があるため、責任は免れないと判断しました。他方で、このような事情を考慮すると、Xには、義務違反こそあったものの、その義務違反が、監査役としての任務懈怠に当たることを知るべきであるのに、著しく注意を欠いたためにそれを知らなかったとまで認めることはできず、重過失がないため、責任限定契約の適用がある旨の判断をしています。

第5 検討

本件は、監査役(社外監査役)に相当程度高度な注意義務を要求し、実際に任務懈怠責任を肯定した事例として、会社

法分野の研究者・実務家の注目を集めており、多くの評釈が出されています(義務の発生根拠や範囲、義務違反と損害との因果関係等、種々の論評がありますが、本稿では主題との関係で割愛します。)

その中には、本件につき、「倒産した企業の破産管財人とその企業の元役員間で任務懈怠責任が争われた事案である。Xの対応が不十分であったためにPの違法行為等を阻止できず、最終的に倒産(破産)に至ったことの監査役としての任務懈怠責任を問うことで、倒産企業(=債権者)に生じた損害を元監査役を含む元役員等とその他の利害関係者との間で合理的に分配するための判断枠組みを示したものと考えられる。したがってその射程はそうした事案に限られるはずである。」と評する評釈も存在するところです(遠藤元一「セイクレット控訴審判決の検討－監査役の任務懈怠と責任制限契約－」商事法務No.2078、4頁²⁾)。

本判決自体は、直接的・明示的に、危機時期、すなわち会社が倒産の危機に瀕している時期における監査役の責任を、平時の責任と区別する旨判示していないところですが、リスク回避の観点からは、監査役は会社の危機時期において、代表取締役の個別の問題行動に対し単に苦言を呈するだけでは足りず、内部統制システム構築、代表取締役の解職等について助言・勧告までを積極的に行っていかなければならないという意識を持つ必要があることとなります(なお、取締役も代表取締役の業務執行を監督する義務がありますから、同程度の注意義務が課されると判断されるところです。)

一般的に、会社の危機時期においては、代表取締役等の経営者は、倒産を回避したり、財産を隠匿等するために無理をしたりしがちであり、違法行為が行われるリスクは平時と比べて相対的に高くなり、これに比例して、倒産局面においては、監査役を含む役員が、破産管財人等から責任を追及されるリスクも高まることになります。また、平時であれば、多少の問題が生じたとしても、株主や債権者は、事業活動の継続性や損害填補が間接的であること、支配株主と経営陣が同一である場面が多いこと等の影響で、個々の役員の責任追及を行うまでに至らないことも多く、まして、取締役ではなく監査役の責任が問われることはそう多くないのに対し、倒産局面においては、破産管財人等は、総債権者の利益や倒産手続の公平公正性のために、必要があれば監査役に対する責任追及をためらいません。

監査役の責任に関しては、本判決も適用を肯定した責任限定契約や、倒産局面においても利用できる役員責任賠償保険により一定のリスクヘッジが可能ですが、それらを考慮したとしてもなお、相当程度高度な注意義務を要求した本判決が実務に与える影響は大きいと考えられます。2018年に行われたコーポレートガバナンスコードの改定においても、監査役につき「適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべき」との表現が追加されるなど、企業統治における監査役への期待は日増しに高まっております。会社が危機時期に瀕した際の監査役を含む役員職務の執行に当たり、本稿が一助となれば幸いです。

2:なお、同評釈は、同様の見解を表明するものとして他の評釈を引用していますが、引用の当否については疑問が残ります。